

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成24年6月21日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成24年5月1日	東山区	泉涌寺雀ヶ森町	—	—	1	平成24年5月1日
	伏見区	東大黒町	—	—	1	
		西大手町	—	—	1	
平成24年5月8日	北区	紫竹下高才町	—	—	2	平成24年5月8日
	中京区	壬生朱雀町	—	—	1	
	右京区	鳴滝中道町	—	—	1	
		鳴滝藤ノ木町	—	—	2	
	伏見区	深草新門丈町	—	—	1	
平成24年5月11日	右京区	花園木辻南町	—	—	1	平成24年5月11日
		花園寺ノ内町	—	—	1	
		太秦安井水戸田町	—	1	—	
平成24年5月15日	北区	紫竹西野山東町	—	—	1	平成24年5月15日
	東山区	今熊野泉山町	—	—	1	
	西京区	大枝沓掛町	—	1	—	
平成24年5月18日	北区	小山南上総町	—	1	—	平成24年5月18日
	東山区	泉涌寺五葉ノ辻町	—	—	1	
	南区	東九条柳下町	—	—	1	
	右京区	鳴滝瑞穂町	—	—	1	
平成24年5月22日	東山区	今熊野南日吉町	—	—	1	平成24年5月22日
		今熊野宝蔵町	—	—	1	
		今熊野泉山町	—	—	3	
	南区	東九条南烏丸町	—	—	2	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成24年5月22日	右京区	太秦西野町	—	1	—	平成24年5月22日
平成24年5月24日	西京区	大原野西境谷町1丁目	—	2	—	平成24年5月24日
平成24年5月25日	東山区	今熊野南日吉町	—	1	—	平成24年5月25日
	西京区	下津林前泓町	—	1	—	
	伏見区	竹田久保町	—	—	1	
平成24年5月29日	東山区	今熊野南日吉町	—	—	2	平成24年5月29日
		今熊野泉山町	—	—	1	
	右京区	常盤段ノ上町	—	—	1	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局都市景観部市街地景観課

(都市計画局都市景観部市街地景観課)